

東弁2023人権第750号  
2024（令和6）年3月21日

東京拘置所

所長 平良 敦志 殿

東京弁護士会

会長 松田 純一

## 人権救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏（以下「申立人」といいます）より申立てられた人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告いたします。

記

### 第1 警告の趣旨

先天性白内障に罹患している申立人が、貴所に收容されている間、眼科医による診察を希望していたにもかかわらず、貴所において2022（令和4）年5月24日に実施された眼科医による診察を受けさせなかったことは、申立人が有する「適切な医療を受ける権利」を侵害するものである。

今後、貴所において、被收容者が疾病等を理由として医師による診察を希望した場合には、当該施設内に医師が不在等の「特段の事情」がない限り、刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第62条第1項に定めるとおり、「速やかに、刑事施設の職員である医師等による診療を行い、その他必要な医療上の措置を執ること」を徹底するよう警告する。

### 第2 警告の理由

#### 1 認定した事実

##### (1) 申立人の既往歴・症状、貴所の対応等

申立人の既往歴・症状、貴所の対応等については、以下の事実を認定することができる。

ア 申立人は、2022（令和4）年3月30日から同年5月25日まで、貴所に收容されていた（〇〇刑務所への移送を待っていた状況）。

- イ 申立人は、先天性白内障に罹患（小学校入学前に診断）しており、左目はほぼ見え、右目の視力は0.01程度であった（身体障害者手帳（視覚障害2級）の交付を受けている）。
- ウ 貴所に入所する前は、〇〇病院にて1か月に1回の頻度で診察を受けており、点眼薬等（ヒアレイン（ミニ）点眼液、トラニラスト点眼液及びタリビッド眼軟膏）を処方されていた。
- エ 申立人は、貴所に収容された際、点眼薬の処方を求めたが、すぐには応じてもらえなかったため、病状が悪化するのではないかと不安に感じた。
- オ 白内障は、水晶体の細胞内に存在するタンパク質（クリスタリン）が酸化ストレス等のため変質し、水晶体が濁る疾患であるところ、タンパク質の変質（水晶体の濁り）が進むに従って視力が低下し、さらに進行すると失明に至る。
- カ そして、一旦変質したタンパク質は元に戻らないため、ストレス要因（紫外線、肉体的・心理的ストレス等）を取り除くことや点眼によって変質を抑制することが重要となる（ただし、投薬による完全な治癒は困難であり、根本的には水晶体を眼内レンズと置換する手術しか方法はない）。
- キ なお、白内障は大きく先天性、後天性に分けられるところ、申立人が罹患している先天性白内障の場合、年間約200例の新規患者が発生し、3分の1が眼合併症（斜視、眼振・異常眼球運動等）を、4分の1が全身合併症（多発奇形、代謝異常、風疹等）を伴うとされている。

## (2) 申立人に対する医療提供の状況・貴所の認識等

- ア 2022（令和4）年3月30日、申立人が貴所へ入所した際の入所時健康診断において、視力検査が実施された。
- イ その際、申立人は、先天性白内障に罹患しているため点眼薬を処方してほしい旨を申し出たが、すぐには処方されなかった。
- ウ また、貴所は、申立人が入所に際して持参した身体障害者手帳及びお薬手帳につき、その記載内容を確認している。
- エ したがって、貴所は、申立人が先天性白内障に罹患していること、入所する前の時点から点眼薬を使用されていることを認識していた。
- オ さらに、2022（令和4）年4月7日、貴所が実施した総合診療科診察においても、診察にあたった医師（主たる診療科は内科）に対し、申立人は、先天性白

内障に罹患している旨を伝えている。

カ 当該医師の指示により、同日、申立人に対し、精製ヒアルロン酸ナトリウム点眼薬0.1%5ml（1日2回・14日分（両眼））が処方された。

キ なお、申立人は、2022（令和4）年5月初旬、貴所に対し、①「令和4年3月30日の入所時に目薬が処方されなかったこと」、②「①の処理結果」を不服の内容とする苦情申出を行なっているところ、貴所は「①については、当所の医療上の措置に違法又は不当がないことを確認し、②については、①の処理結果に関する不満を述べたものであり、決定することなく処理を終結」した。

ク 申立人は、2022（令和4）年5月25日、貴所から〇〇刑務所に移送された。

### (3) 眼科医の診察が実施されたにもかかわらず申立人に受診させなかったこと

ア 申立人は、先天性白内障に罹患していること、及び持参した点眼薬等を使うことができず病状が悪化するのではないかと不安に感じていたことから、眼科医による診察を希望しており、これを受けて貴所は、2022（令和4）年4月7日から眼科医による診察が受診できるよう調整していた。

イ しかしながら、同年5月25日に〇〇刑務所へ移送されるまでの約2か月の間、申立人は、眼科医による診察を受けられないままであった。

ウ 貴所における眼科医による診察については、定期的に外部から眼科医（1名）を招聘し、（原則として）「1か月に2日（いずれも午後のみ）」の頻度で実施されており、1回（半日）の診察において診察可能な人数は概ね15名であった。

エ 2022（令和4）年4月から同年5月までの間において診察が実施されたのは、（招聘医師側の都合により）5月24日の1回のみ（以下「本件診察」という）であり、本件診察では12名の被収容者が診察を受けた。

オ しかるに、貴所は申立人に本件診察を受けさせることなく〇〇刑務所へ移送したものであるところ、診察を受けさせなかった理由は、「令和4年5月24日午後、当所において眼科医による診療がなされたものの、同月25日、本人は当所から他施設に移送される予定があり、症状の急迫性が認められなかった状況下、移送先施設で継続的に眼科にかかることが医療上好ましかったことから、同眼科医による診察の実施には至らなかったものである。なお、本人には白内障の症状があったことから、処方薬に関する病状等について、当所から移送先の施設に連絡している」というものであった。

カ 上記「症状の急迫性が認められなかった」、「移送先施設で継続的に眼科にかかることが医療上好ましかった」との判断につき、貴所は当会からの照会に対し、「入所時の視力測定結果及び本人の生活状況から、先天性白内障により日常生活に支障をきたしていないのは明らかであった」としている。

キ また、「先天性白内障は出生時から発症し、入所時前には既に相当長期の罹病期間を経ていることを考慮すると、直ちに眼科医の診察を受診させなければならない病状の急迫性がないことは自明であった」、「先天性疾患であって長期間の経過観察が必要であることから、移送先施設で継続的に眼科にかかることが医療上好ましい旨の当所医師の意見を踏まえて決定したものである」と説明している。

ク なお、本件診察が実施されることにつき、貴所は申立人に伝達していなかった。

## 2 権利侵害性

- (1) 上記1で認定したとおり、貴所は、申立人が先天性白内障に罹患していること、入所前に使用していた点眼薬を使用できず、眼科医による診察を希望していることを認識していた。
- (2) ところが貴所は、2022（令和4）年5月24日に実施された本件診察を受けさせず、結果、申立人は貴所において、眼科医による診察を一度も受けることなく、翌25日、〇〇刑務所に移送された。
- (3) なお、上記1（3）で認定しているとおり、貴所における眼科医による診察につき、診察可能な人数は概ね15名であるところ、本件診察において診察を受けた被収容者は12名であったから、申立人が本件診察を受けることは、十分に可能であったというべきである。
- (4) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という）においては、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」（第56条）、「刑事施設の長は、被収容者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等（医師又は歯科医師をいう。以下同じ。）による診療（栄養補給の処置を含む。以下同じ。）を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第1号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場

合に限る。」（第62条第1項柱書）、「負傷し、若しくは疾病にかかっているとき、又はこれらの疑いがあるとき。」（同項1号）と規定されている。

- (5) しかるに、貴所は、2022（令和4）年5月24日に実施された本件診察を受診させず、結果として、申立人が収容されていた約2か月の間、一度も、眼科医による診察を申立人に受けさせなかった（本件診察があることの通知もされなかった）。
- (6) 申立人に診察を受けさせなかった理由につき、貴所は「入所時の視力測定結果及び本人の生活状況から、先天性白内障により日常生活に支障をきたしていないのは明らか」であること、また、「先天性白内障は出生時から発症し、入所時には既に相当長期の罹病期間を経ていることを考慮すると、直ちに眼科医の診察を受診させなければならない病状の急迫性がないことは自明」であったこと、及び、「先天性疾患であって長期間の経過観察が必要であることから、移送先施設で継続的に眼科にかかることが医療上好ましい旨の当所医師の意見」に基づき、眼科医による診察を受ける必要がないと判断したとしている。
- (7) しかしながら、法第62条第1項においては、「負傷し、若しくは疾病にかかっているとき」に該当する場合には、「刑事施設の長は・・・速やかに、刑事施設の職員である医師等・・・による診療・・・を行い、その他必要な医療上の措置を執る」と規定されているのであるから、申立人が先天性白内障を理由に眼科医の診察を希望した際、すみやかに診察を受けさせなければならなかったというべきである。
- (8) 付言すれば、「日常生活に支障をきたしていないのは明らか」、「急迫性がないことは自明」との点についても、先天性白内障に罹患している一般の国民においては、「日常生活に支障をきたす」、あるいは、「急迫性」という事情がなくとも、希望すれば眼科医による診察を受けることができるのであるから、申立人に診察を受けさせなかった理由にはならないというべきである。
- (9) また、「先天性疾患であって長期間の経過観察が必要であることから、移送先施設で継続的に眼科にかかることが医療上好ましい旨の当所医師の意見」についても、「経過観察が必要」であるならば、診察の機会が多い方が望ましいというべきであり、ことに、申立人は貴所への入所当初、点眼薬の処方を受けられず病状が悪化するのではないかと不安に感じており、眼科医の診察を希望していたのであるから、やはり、診察を受けさせない理由にはならないというべきである。
- (10) ことに、白内障が進行すれば失明に至る危険性があることをふまれば、定期的

な診察によって病状を適時に把握しておくことは、視覚障害2級の障害のある申立人の健康を保持するために極めて重要であったものといえる（実際、申立人は貴所に収容される前、1か月に1回の頻度で眼科医による診察を受けていた）。

### 3 結論

以上のとおり、先天性白内障に罹患している申立人が、貴所に収容されている間、眼科医による診察を希望していたにもかかわらず、2022（令和4）年5月24日に実施された眼科医による本件診察を受けさせることなく、結果として、約2か月間にわたって一度も眼科医による診察を受けさせなかったことは、被収容者に対して「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるもの」とした法第56条、被収容者が疾病にかかっているときには「速やかに、刑事施設の職員である医師等・・・による診療・・・を行い、その他必要な医療上の措置を執る」とした法第62条第1項に違反するものであり、申立人が有する「医師による診察」をはじめとした医療上の措置を受ける権利、ひいては、申立人に憲法上保障された人権（第13条・第25条）を侵害するものである。

よって、頭書のとおり警告する。

以上